

社会保険 いばらき

3

人事異動の季節です。届出は正しく速やかに！

2015 March
NO.440

- 国民年金保険料のお知らせ
- 平成27年度の茨城支部の（健康保険・介護保険）料率は、4月分（5月納付分）から変わります
- 4月に届く健診のご案内をぜひご覧ください
- 茨城事務センター・県内年金事務所からのお知らせ



「弘道館の梅」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

人事異動の季節です

届出は正しく
速やかに!

資格取得届

●被保険者になる人

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります(七十歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、七十五歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となります)ので、資格を喪失します。

●資格取得日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、**使用されるようになった日**が資格取得年月日となります。

●提出期限

五日以内

●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、二日の労働時間と一月月の勤務日数が一般社員のおおむね四分の三以上であれば被保険者となります。

●基礎年金番号

過去に公的年金に加入していた方については、基礎年金番号通知書または基礎年金番号記載の年金手帳の提出を求め、基礎年金番号を確認したうえで届書に記入してください。

年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合

は、ご本人確認のうえ資格取得届と併せて職歴等を記載した「年金手帳再交付申請書」を提出してください。

●報酬月額

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

●扶養家族のある方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者(異動)届を添付して提出します。なお、被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第三号被保険者届(被扶養者(異動)届と一体)を併せて提出してください。被扶養者になれる方の範囲は、二親等以内の親族で【図1】のとおりです。

●生計維持の基準

被扶養者の認定条件のひとつである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります。

資格喪失届

●資格喪失日

転勤等の場合は、異動した

日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失日になります。

●提出期限

五日以内

●健康保険証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の健康保険証を添付してください(高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届減失届とともに提出をお願いします。

ローマ字氏名届

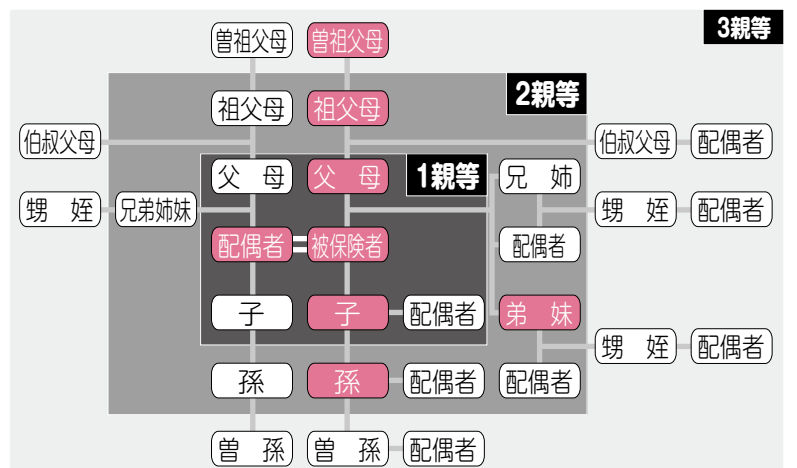
平成二十六年十月より、外国籍の方の厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第三号被保険者関係届を提出する際には、「ローマ字氏名届」も併せて提出していただくこととなります。

記録を適正に管理するため、**忘れずに提出をお願いします。**

●留意事項

- 届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。
- 日本年金機構からお送りする通知書や健康保険被保険者証は力ナ氏名で表示されます。

図1 被扶養者になることができる続柄



赤色の人は生計維持の関係が条件です 白色の人は生計維持の関係と同一世帯が条件です

図2

130万円 対象者の年収状況 認定	対象者の年収	被保険者の年収	認定結果
同居の場合	130万円未満	1/2未満	○
	130万円以上	1/2未満	×
別居の場合	130万円未満	仕送額未満	○
	130万円未満	仕送額以上	×
	130万円以上	仕送額未満	×

認定を受ける時点の収入を年間に換算します。年金や失業等給付も対象となります。

◆詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください◆

国民年金保険料のお知らせ

平成26年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか？

保険料を納め忘れて未納のままにしまうと…

- 将来受ける年金額が減額になったり、年金が受けられない場合があります。
- 万一の事故などで障害者になったときの障害年金が受けられない場合があります。
- 一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられない場合があります。

納め忘れている方は、4月中に納めましょう。

平成27年4月分保険料から15,590円になります

国民年金保険料は、安心・便利な口座振替で！

保険料を当月末の口座振替にすると、早割制度で毎月50円お得になります。

口座振替のお申し込み方法

- 口座振替は、金融機関の窓口、または年金事務所で受け付けております。
- 口座振替のお申し込みには基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で、あらかじめ基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出の押印が必要です。
- 申込用紙は、一部金融機関・年金事務所の窓口に備え付けてあります。日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からプリントアウトして郵送でお申し込みいただくこともできます。

学生で保険料の納付が困難な方は「学生納付特例制度」をご利用ください

～学生の子ども(20歳以上)を扶養されている方にお勧めください～

学生納付
特例制度とは

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合には申請することにより保険料の納付が猶予されます。(学生証など、学生であることの証明が必要です)

ポイント1

承認を受けた期間中に、万一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受け取ることができます。

ポイント2

承認を受けた期間は、年金を受けとるための資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています(これを「追納」といいます)。

追納をする場合の保険料額は、学生納付特例を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

平成 27 年度の茨城支部の健康保険料率 介護保険料率 は、平成 27 年 4 月分(5 月納付分)から変わります

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率については、衆議院の解散に伴い政府予算案の閣議決定が例年より遅れたことから、例年より1カ月遅れの4月分(5月納付分)から変更となります。

保険料率の改定時期が例年とは異なることとなりますが、加入者・事業主の皆さまにおかれましては、どうぞご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成27年度 保険料率の変更時期について

平成27年4月分(5月納付分)から変更となります

※ 例年は3月分(4月納付分)から変更

平成27年4月分(5月納付分)からの保険料率

現 行			平成27年4月分(5月納付分)から	
健康 保険料率	9.93%	➡	9.92%	
介護 保険料率	1.72%	➡	1.58%	

◎40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります

➤ 特定保険料率、基本保険料率について

茨城支部の健康保険料率(9.92%)のうち、5.14%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、4.78%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

➤ 介護保険制度と介護保険料について

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

◆ ご不明な点がございましたら、協会けんぽ茨城支部までお問い合わせください

4月に届く健診のご案内をぜひご覧ください！

4月に協会けんぽの健診案内をお送りします。従業員の皆様に広くお知らせいただき、ぜひ積極的にご利用ください。

35～74歳の従業員様向け 【生活習慣病予防健診】

病気の早期発見、予防のため年1回は必ず健診を受診してください。せっかく健診を受けるなら、**詳しい検査項目で安心の生活習慣病予防健診がオススメ**です！！

メリット

- 「がん検診」の内容も含まれるので、病気の早期発見などに有効です！
- 事業所様に義務付けられている「労働安全衛生法の定期健康診断」の項目が**全て含まれています**。
- 約18,500円相当の健診が協会けんぽの補助により約7,000円の自己負担で受けられ、健診結果により保健指導も無料で受けられるので、従業員様の健康管理に有効です！

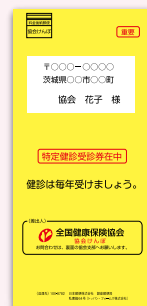
40～74歳の扶養ご家族様向け 【特定健診】

ご家族様が特定健診を受診されるには、「特定健診受診券」が必要となります。

受診券は、4月に被保険者ご本人様のご自宅へ直送致しますので、ぜひ受診してください。

お住まいの各市町村の集団健診や、医療機関で手軽に受診いただけます。

※平成27年度も、宛てどころに尋ね当たらないなどの理由で**ご自宅にお届けできなかった受診券は、事業主様へお送り**します。対象の方への配付に、ご協力をお願いします。



退職等で資格喪失される方の

健康保険証の回収にご協力ください



健康保険証の使用に関する注意事項

▶ 健康保険証は退職日までしか使用できません

会社を退職された場合、**健康保険証が使用できるのは退職日まで**です。退職日の翌日から使用できませんので、従業員様が退職される際には、必ず健康保険証を回収いただきますようお願い致します。

(例) 3月20日 退職 ⇒ 翌日3月21日以降は**使用不可**

(例) 4月1日 扶養解除 ⇒ 4月1日以降は**使用不可**

▶ 資格喪失届には健康保険証を必ず添付してください

事業主様が資格喪失届を日本年金機構に提出する際、退職等により**資格喪失となる被保険者から回収した健康保険証を添付(同時提出)**することが義務付けられています。

(健康保険法施行規則 第五十一条)

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1500 (代表)

茨城事務センター・県内年金事務所からのお知らせ

届書等のご提出は事務センターへの直送をお願いします！

【事務センターへ直送するメリット】

- ・年金事務所でお預かりした届書等は、各都道府県に設置された事務センターで、届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。
- ・届書等を事務センターへ直送していただくことにより、事務処理が1日から2日程度早くなり、少しでも早くお客様のお手元へ健康保険被保険者証や通知書等のお届けが可能となります。

事務センターで取扱う届書等

- ・資格取得届、喪失届、被扶養者（異動）届、賞与支払届、報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、住所変更届ほか健康保険・厚生年金保険の適用に関する全ての届書
- ・届書用紙は日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）よりダウンロードすることができます。また、届書の記入例も掲載していますので、ご利用ください。

※健康保険・厚生年金保険の適用に関する届書等を郵送される際は、封筒に送付先の**事務センター名**と郵便番号（大口事業所個別番号）を記載するだけで、事務センターへ届きます。

適用関係届書の送付先

〒310-8570 日本年金機構 茨城事務センター
管理・厚生年金適用グループ

**会員
募集**

茨城県年金受給者協会連合会 からのお知らせ

私たちは、各種年金（厚生、国民、共済）受給者及び年金受給予定者による約1万5千人の会員で構成し、運営しております。会員相互の親睦と福祉の向上を図るため、受給者協会では「年金に関する情報提供、スポーツ大会、広報紙発行、旅行、健康福祉講座」などを実施しております。

その他、各種会員割引サービスの充実を図り、皆さまの加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

水戸地区年金受給者協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-57 ☎029-224-2116	水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村
県北地区年金受給者協会 〒317-0073 日立市幸町2-9-1 ☎0294-24-3305	日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村
県南地区年金受給者協会 〒300-0842 土浦市西根南1-10-23 ☎029-843-1689	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、小美玉市（旧玉里村）、阿見町、河内町、利根町、美浦村
県西地区年金受給者協会 〒300-4503 筑西市宮後2158-9 ☎0296-52-6033	筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町

(一社)全国年金受給者
団体連合会 **茨城県年金受給者協会連合会**

〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル3階 ☎029-300-4165